

2020年4月30日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

「継続会（会社法317条）について」の公表について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年4月28日、金融庁・法務省・経済産業省より、「継続会（会社法317条）について」が公表されましたので、ご通知申し上げます。

今般の公表内容では、金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」において示された3月期決算会社の定時株主総会の対応のうち、継続会の開催に係る留意事項が示されております。

具体的には、継続会開催の決定、取締役及び監査役の選任、剰余金の配当、継続会の開催時期その他事務遂行に係る留意事項が取りまとめられておりますので、情報取扱責任者の皆様におかれましては、公表内容をご確認のうえ、社内ご関係者にご周知くださいますようお願いいたします¹。

<金融庁ホームページ：「継続会（会社法317条）について」>

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

なお、継続会を開催する方針を決定された場合には、その旨及び理由等の開示をお願いしております。本日付通知「定時株主総会の日程変更等に係る「開示様式例」について」（名証自規G第23号）にて開示様式をお知らせしておりますので、ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご要望やご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所（自主規制グループ上場監理担当）までご連絡くださいますようお願いいたします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

¹ 経済産業省・法務省より公表されている「株主総会運営に係るQ&A」（本年4月2日）につきましても、更新が行われておりますので、併せてご参照ください。（https://www.meti.go.jp/covid19/kabunushi_sokai_qa.html）